

【毎月1回発行】

山口県社協ニュース

第20号(平成22年2月1日発行)



ふれあいネットワーク

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

総務企画部 総務班

〒753-0072 山口市大手町 9-6

TEL(083)924-2777 FAX(083)924-2792

メールアドレス ygshakyo@orange.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.yamaguchikensyakyo.jp/>



この広報紙は、共同募金の配分金により作成しています。

本ニュースは、毎月1回発行し、制度や予算の動向により、随時、情報提供しています。

【山口県社協からのお知らせ】

平成21年度 法人成年後見従事者養成研修会を開催します。

法人成年後見支援センターでは、社会福祉法人等の法人が、成年後見人等の受け皿として活動するための人材を養成すること、また、成年後見人の職務内容の理解を進めることを目的として、3日間にわたり「法人成年後見従事者養成研修会」を開催します。

- 【日 時】 《1日目》平成22年2月26日(金) 午前9時25分から午後4時まで
《2日目》平成22年3月11日(木) 午前9時25分から午後4時10分まで
《3日目》平成22年3月16日(火) 午前9時25分から午後3時45分まで
- 【会 場】 山口県社会福社会館 4階 大ホール(3日間とも)
- 【対 象】 社会福祉法人等担当職員及び後見支援員候補者 等
- 【定 員】 50名
- 【参加費】 無 料
- 【日程・内容】 次ページをご覧ください。
- 【申込締切】 平成22年2月17日(水)

- ◆ 申込み・問合せ先:地域福祉部 法人成年後見支援センター <らいふサポートやまぐち>
TEL(083)924-2845 FAX(083)922-1295

【日程・内容】

日程	科目・講師	ねらい	時間	
1日目 (2/26)	開会・日程説明		9:25～9:30	
	・法人後見の必要性 山口県社会福祉協議会	成年後見制度の利用状況や制度に関する現在の課題をとおして、法人後見の必要性を学ぶ。	9:30～10:00	○
	・成年後見制度の概要について 山口県弁護士会 弁護士 中山修身氏	成年後見制度の概要について学ぶ。	10:00～12:00	○
	・成年後見人の職務について ～財産管理と身上監護～ 合同会社 歩夢 社会福祉士 室本好重氏	成年後見人の職務である財産管理及び身上監護の実務について、基本的な視点、同意権・取消権・代理権の内容と活用法、財産管理に関する事務について学ぶ。	13:00～15:00	○
	・成年後見支援員の実務について 山口県社会福祉協議会	成年後見支援員の業務内容について学ぶ。	15:10～16:00	○
2日目 (3/11)	日程説明		9:25～9:30	
	・社会保障制度について 山口県立大学 社会福祉学部 学部長 田中耕太郎氏	被後見人に関係する各種社会保障制度について学ぶ。	9:30～10:50	
	・対象者の理解（知的障がい） 山口県立大学 社会福祉学部 准教授 重岡修氏	成年後見制度の対象者について、その障がい特性や支援のポイントについて学ぶ。	11:00～12:00	○
	・対象者の理解（認知症） 対象者の理解（精神障がい） 山口大学大学院 医学系研究科 精神科認定看護師 准教授 山根俊恵氏		13:00～15:00	○
・基礎的な対人援助技術について 東亜大学 医療学部 医療工学科 講師 服部恭弥氏	身上監護で重要となる、基礎的な対人援助技術について学ぶ。	15:10～16:10	○	
3日目 (3/16)	日程説明		9:25～9:30	
	・成年後見制度 申立の手続きについて 山口県司法書士会 リーガルサポート山口 司法書士 平野真由美氏	成年後見制度の申立の書類の書き方、必要書類のそろえ方等、申立の具体的な実務について学ぶ。	9:30～10:00	
	・家庭裁判所に関する事務手続きについて お茶の間社会福祉士事務所 社会福祉士 金江浩子氏	家庭裁判所への報告等について、書類作成方法等事務手続きを学ぶ。	10:00～11:00	
	・法律基礎知識について 山口県弁護士会 弁護士 中山修身氏	登記に関すること、相続に関すること等、後見業務で必要となる法律基礎知識について学ぶ。	11:10～12:30	
	・成年後見制度 利用支援事業について 山口県長寿社会課	成年後見制度利用支援事業の内容、実施状況、その活用方法について学ぶ。	13:30～14:00	
	・法人で成年後見人を受任すること 下関市社会福祉協議会 事務局次長 西田治男氏 地或福祉権利擁護事業専門員 掃守伸子氏 山口県社会福祉協議会	法人で後見業務を行う際に必要となる組織体制、内部牽制体制、後見支援員との連携のあり方、実際の支援の様子等について、法人後見の実例を通して学ぶ。	14:15～15:45	

(後見支援員は○の講義を受講必須。記載のないものについては、任意参加)



2月の専門相談日のお知らせ

※ 専門相談は、無料です。お気軽にご利用ください。

相談項目	相談日		相談時間	担当	備考
法律相談	9日(火)	23日(火)	10時～12時	弁護士	予約制 面接相談
家事相談	4日(木)	18日(木)	10時～15時	学識経験者	
心理相談	4日(木)	18日(木)	15時～17時	臨床心理士	
こころの健康相談	お休み	25日(木)	13時～15時	精神保健福祉士	

※ 広報誌へ転載いただければ幸いです。

※ 今月の **こころの健康相談** は、11日が祝日のため **25日(木)のみ**となります。

☆ 認知症の相談は、TEL 083-924-2835 「認知症コールセンター」へ
相談時間 月～金の午前10時から午後4時まで

◆ 相談予約、問合せ先: TEL (083) 922-1211 午前8時30分から午後5時まで(平日のみ)
メールアドレス soudan@yg-you-i-net.or.jp

平成21年度 相談関係機関相談員研修会 のご案内です。

近年は失業や貧困などによる生活不安が増え、セーフティネットの充実・強化が求められていますが、今年度の研修会では、相談を受ける人が知っておくと支援や生活再建の手助けのヒントとなると思われる、さまざまなセーフティネットについて、講演と事例報告から学びます。

【日時】 平成22年3月3日(水) 午前10時30分から午後3時30分まで

【会場】 山口県教育会館 ホール

【参加対象】 民生委員・児童委員、地域包括支援センター、在宅介護支援センター
市町社会福祉協議会、健康福祉センター などの関係者

【定員】 500名

【参加費】 1,000円(当日受付で徴収します)

【内容】 ■ 講演「生活保護の現状と課題」

講師 山口県立大学社会福祉学部 准教授 内田 充範 氏
質疑応答

■ セーフティネット機関からの報告

- ・ ほうふ若者サポートステーション 総括コーディネーター 松永 朋子 氏
- ・ 山口県消費生活センター 所長 金子 芳文 氏
- ・ 山口労働局 職業安定課
- ・ 法テラス山口 山口地方事務所 事務局長 桑原 雄二 氏

【申込締切】 平成22年2月19日(金)

◆ 申込み・問合せ先: 地域福祉部 地域福祉権利擁護センター

TEL(083)924-2845 FAX(083)922-1295

**福祉サービス運営適正化委員会では、
「苦情解決責任者研修会」を開催します！！**

山口県福祉サービス運営適正化委員会では、事業所において管理者的な立場である苦情解決責任者を対象として、リスクマネジメントや事業所としての適切な苦情解決方法など、福祉サービスの質の向上につながる対応について、理解を深めることを目的に研修会を開催します。

【日 時】 平成22年3月4日(木) 午後1時から午後4時30分まで

【会 場】 山口県健康づくりセンター(山口県総合保健会館) 第1研修室
(山口市吉敷下東 3-1-1)

【対 象 者】 福祉サービス苦情解決における苦情解決責任者150名

【資 料 代】 1,000円

※ 開催要項及び参加申込書は、県社協ホームページ(<http://www.yamaguchikensyakyō.jp/>)に掲載しております。

◆ 問合せ先: 山口県福祉サービス運営適正化委員会

TEL(083)924-2837 FAX(083)924-2793

メールアドレス kujou@yg-you-i-net.or.jp

平成21年度 福祉・介護就職ミニフェア

<東部・西部地区>を開催します。

「福祉のしごと」に就労を希望される求職者を対象に、地元ハローワークとの連携の基に、求職登録や職員募集を行っている施設・事業所とのマッチングを行い、就労を支援することを目的に、開催します。

<<東部地区>>

- 【共 催】 山口県、徳山公共職業安定所、しゅうなん若者サポートステーション
【日 時】 平成 22 年 2 月 28 日(日)午後 1 時から午後 4 時まで(受付 正午より開始)
【会 場】 ホテル ザ・グラマシー(2階)ブルーオーシャン
〒745-0021 周南市桜馬通り 3-16 TEL(0834)32-5000

<<西部地区>>

- 【共 催】 山口県、宇部公共職業安定所、うべ若者サポートステーション
【日 時】 平成 22 年 3 月 6 日(土)午後 1 時から午後 4 時まで(受付 正午より開始)
【会 場】 宇部市総合福祉会館(4階)大ホール
〒755-0033 宇部市琴芝町 2-4-20 TEL(0836)33-3131

<<両地区とも共通>>

- 【内 容】 求人がある施設・事業所との求人面接会、求職相談会
【参加対象者】 県内の福祉関係の施設・事業所に就職を希望される方
※ 平成22年3月卒業見込み以外の学生も参加できますが、「求人面接会」には応募できません。
【参加費】 無 料
【参加申込】 氏名・住所・電話番号・(学生の方は学校名)を電話・ハガキ・FAX・メールにより、ご連絡ください。
※ 参加決定通知はいたしませんので、ご注意ください。
※ 当日参加も受付します。(途中参加可)
【そ の 他】 会場の無料駐車場は限られておりますので、できるだけ公共交通機関でのご参加をお願いします。

- ◆ 申込み・問合せ先:福祉人材・研修部 福祉人材・研修センター (担当 竹内・下松谷・杉本)
TEL(083)922-6200 FAX(083)922-6652
メールアドレス jinzai@yg-you-i-net.or.jp

平成22年度「福祉サービス第三者評価」受審事業所を募集しています。

本会では、福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資するため、県から認証された評価機関として、事業者の提供するサービスの質を専門的かつ客観的な立場から評価する「福祉サービス第三者評価」を実施しています。

平成16年度の事業開始から、これまでに延べ142事業所に受審していただいております。さらには、前回の評価を基に施設運営・サービス提供の改善に取り組みのうえ、2回目の受審を受ける事業所も増えてきています。

ただいま平成22年度の受審を希望する事業所を募集しております。多くの事業所の皆様のお申し込みをお待ちしています。

【評価の手法】

山口県福祉サービス第三者評価事業推進要綱、及びこれに基づく実施要領等に定められた第三者評価事業の評価基準、評価手法及び評価結果の取扱いに関する規定に基づいて、山口県福祉サービス第三者評価機関認証基準に定める評価調査者による調査によって行います。

【調査の方法】

- (1) 書面調査 (2) 事業所への訪問調査 (3) 利用者調査

【受審した事業所の声】

- 職員みんなで業務のチェック・見直しができた。
- これまで提供してきたサービスが十分に評価されたので、職員のやる気と自信につながった。
- 職員みんなの共通認識ができ、事業所全体の一体感が高まった。
- 一人ひとりが課題を持って業務ができるようになり、職員の意識が変わった。
- 評価結果から、問題を一つずつ改善に結び付ける具体的な目標設定が出来た。
- 2回目の受審をして、前回受審と比べて良くなった所とさらなる問題がはっきりわかった。

【評価料金】

1事業所あたり 250,000円(税込)

【受審受付期間】

平成22年5月31日(月)【必着】まで

【受審証明書の発行について】

受審された事業所には、山口県から「受審証明書」が発行されます。
(事前の申し込みが必要です)

◆ 問合せ先: 総務企画部 評価・調査センター TEL(083)924-2830

「介護サービス情報の公表」情報を公表しています。

「介護サービス情報の公表」制度は、介護サービスの利用者が自らのニーズに合った事業所を適切に選択できるよう、介護サービス事業所・施設がサービスの内容及び運営状況に関する情報を公表することを義務付けているものです。

本会では、平成18年5月18日より指定調査機関として県の指定を受け、調査事務を実施するとともに、平成20年6月1日より指定情報公表センターとして県の指定を受け、情報公表事務を行っております。

平成21年度は計50サービスを対象として、各事業所からの報告、調査機関による訪問調査をもとに、下記のホームページにて山口県内の介護サービス情報を公表いたしますので、積極的にご活用ください。

また各事業所におかれましては、介護サービス情報の報告並びに訪問調査にご協力いただきますようお願いいたします。

※「介護サービス情報の公表」普及啓発パンフレットを作成しました！

「介護サービス情報の公表」制度のこと、公表している介護サービス、公表している情報の活用方法など、制度の概要をまとめたパンフレットとして、「利用者様向け」「事業者様向け」をそれぞれ作成しました。

ホームページにて公開しています。ダウンロードして御活用ください。

【ホームページ】 山口県介護サービス情報公表センター ホームページ

<http://www.yamaguchikensyakyō.jp/html/kohyotop1.htm>

(「山口県 介護 公表」で検索しても結構です)

【公表されている事業所】 (1月21日現在)延べ3,709事業所

◆ 問合せ先:総務企画部 評価・調査センター

(山口県介護サービス情報公表センター) TEL (083)924-2860

「ワンストップ・サービス・デイ」

並びに年末の生活総合相談の実施結果について

去る12月21日、一つの窓口で必要な各種支援サービス(雇用・住居・生活支援)の相談・手続きができるよう「ワンストップ・サービス・デイ」が本県でも開催され、128名の利用者がありました。当日、県内多くの市町社協からも担当職員がハローワークに派遣され、総合支援資金等の貸付相談(相談件数48件)に対応し、このうち総合支援資金10件、緊急小口資金2件、臨時特例つなぎ資金1件については、年内30日の送金を実施しました。

また、12月29日・30日には自治体において年末の生活総合相談が開催され、宇部市社協、周南市社協、岩国市社協、平生町社協の4市町社協から参加があり、本会においてもその支援として職員2名体制での電話対応を実施しました。両日で、総合支援資金等の貸付相談が13件ありました。

◆ 問合せ先:総務企画部 資金班 TEL(083)924-2813

福祉サービス運営適正化委員会

第56回 苦情解決部会を開催いたしました！

去る1月8日(金)に部会委員6名出席のもと、第56回苦情解決部会を開催いたしました。

平成21年10～12月に事務局にて受け付けた、すべての案件について報告・協議をし、2件の審議事案について、報告を行いました。

また、3月4日(木)に開催予定の「苦情解決責任者研修会」について説明し、巡回訪問の途中経過を報告いたしました。

次の開催は、3月12日(金)の予定です。

◆ 問合せ先: 山口県福祉サービス運営適正化委員会

TEL(083)924-2837 FAX(083)924-2793

メールアドレス kujou@yg-you-i-net.or.jp

福祉サービス運営適正化委員会

【平成21年度 苦情相談・問い合わせ受付状況(平成21年4月～12月分)】

(件)

相談内容		申出人属性					合計	
		利用者	家族	代理人	職員	その他		
苦情	福祉サービス	サービスの内容(職員の接遇)	6	4	0	0	0	10
		サービスの内容(質や量)	0	0	0	1	0	1
		利用料	0	0	0	0	0	0
		説明・情報提供	1	0	1	0	0	2
		被害・損害	0	0	0	0	0	0
		権利侵害	0	1	1	0	0	2
		その他	1	1	0	0	1	3
	福祉サービス以外	5	0	0	1	1	7	
小計		13	6	2	2	2	25	
苦情解決制度の問い合わせ		0	0	0	3	0	3	
その他		5	2	0	4	1	12	
小計		5	2	0	7	1	15	
合計		18	8	2	9	3	40	

※苦情解決部会での報告・協議終了後、掲載しております。

◆ 問合せ先: 山口県福祉サービス運営適正化委員会

TEL(083)924-2837 FAX(083)924-2793

メールアドレス kujou@yg-you-i-net.or.jp

『平成21年度 市町社会福祉協議会地域福祉担当者会議 & ボランティアコーディネーター研修会』を開催しました。

去る12月22日(火)に山口県社会福祉会館4階大ホールにて、標記研修会を開催しました。「人が集まるイベントとチラシの作り方」と題し、NPO法人男女共同参画おおた 理事長 牟田静香氏より講座、研修を企画してもなぜ人が集まらないのか、興味をもってもらうために、どんなチラシを作成したら良いのか、講義・演習をもとに、「担当者の熱意と努力」を伝えていくテクニックについて教えていただきました。

参加者からは、「人が興味を引くチラシのポイントについて参考になった」など大変満足の内容で、今後の広報活動のお役に立つのではないかと思います。

また、牟田先生が当日持参された参考資料(チラシ集)を表紙だけではなく、データ(PDF)として保存していますので、参考にしたい方は、御連絡ください。メールにて送付いたします。

◆ 問合せ先:地域福祉部 地域福祉班・ボランティアセンター TEL(083)924-2828

『災害ボランティアセンタースタッフ養成講座』を開催しました。

去る1月15日(金)、美祢市民会館で開催しました。10月5日の第1回に続いての今回の研修会は、「防災とボランティア週間(1/15~1/21)」の初日にあわせて開催しました。会場には、阪神淡路大震災から7年を迎えた2001年に、市民ランナーによって届けられた「希望の灯り」のトーチと、神戸市民からの「ありがとうメッセージ」が置かれ、講師・参加者の皆さんもいつも以上に力が入った様子でした。

今年度は「各市町における体制づくり」をすすめていくための基礎となる項目を洗い出し、現状確認と今後の方向性を決めていくために開催しました。

今回の参加にあたっては、災害発生後から予測される出来事や動きを50項目にまとめ、それぞれの項目について担当者レベルの判断において、自分たちで対応できるのか、周りに協力を求めるのかを事前に考えていただきました。

その結果を一覧にまとめ、参加者が自分たちだけでの対応が難しいと感じた項目について、どのように取り組めば良いかを考え、意見を出し合いました。

午後からは、美祢市において水害が発生し、災害ボランティアセンターを設置することとなったケースを想定し、災害ボランティアセンター運営に必要な様式と掲示物について、実際にセンターづくりをしながら検討しました。

研修会が今年で4年目であることと、昨年の災害ボラセンの設置運営経験があったことからか、参加者の皆さんは積極的に動かれ、効率よくセンターを設置し掲示物を作成されていました。

また、今回の研修にはいくつかの市町から行政職員にも参加いただきました。災害対応については行政との連携が欠かせませんので、災害ボラセンの動きを知っていただき、今後の体制づくりについて一体となって取り組んでいただきたいと思います。

今後については、今年の研修の成果を各市町社協に持ち帰っていただき、市町における体制づくりをすすめていただきたいと思います。

◆ 問合せ先:地域福祉部 地域福祉班・ボランティアセンター TEL(083)924-2828

「ボランティアセンターだより山口 No.44」を発行しました。



ボランティアセンターだより山口No.44を発行しました。今回の特集は「活躍した災害ボランティア」です。平成21年7月21日に山口県を襲った集中豪雨。その被災状況や復興支援に向けて活躍したボランティアについて紹介しています。

また、県内におけるイベント開催情報や企業ボランティアモデル事業所である「シマダ株式会社」の活動状況も掲載しています。

◆ 問合せ先: 地域福祉部 地域福祉班・ボランティアセンター
TEL (083) 924-2828

【助成事業等のご案内】

(社)全日本冠婚葬祭互助協会「第11回社会貢献基金事業助成」

地域の種々の災害の救済、社会福祉事業、環境保全事業、国際協力など社会貢献活動を行う各種団体等への助成、並びに社会貢献に資する調査・研究を目的とした事業に対する助成を行い、以て日本の生活文化と地域社会の発展に寄与することを目的としています。

【助成の対象となる事業】

国や地方公共団体等が行う公的補助を受ける場合は、対象となりません。原則として、平成22年度事業(平成22年4月～平成23年4月の間に開始し、終了する事業)を対象とします。

また、申請は1団体につき、1事業までとします。

- | | |
|-----------|--------------|
| ① 研究助成事業 | ④ 児童福祉事業 |
| ② 高齢者福祉事業 | ⑤ 環境・文化財保全事業 |
| ③ 障害者福祉事業 | ⑥ 国際協力・交流事業 |

【助成金額】 1件当たりの助成額上限は2,000千円。

但し、研究助成事業においては、1,000千円を上限とする。

【助成対象となる経費】

申請する団体等の常勤スタッフの人件費といった経常的経費は対象となりません。事業に直接必要な経費のみが対象となります。(例:謝金・賃金、旅費・滞在費、医療・物品・資材の購入費、建築物の工事費、通信・運搬費、事務用品等)

【募集締切】 平成22年2月末日 **《必着》**

※ 詳しくは、ホームページをご参照ください。

(ホームページアドレス <http://www.zengokyo.or.jp/social/promotion/no01.html>)

- ◆ 問合せ・応募先: 社団法人全日本冠婚葬祭互助協会 社会貢献基金運営事務局 担当: 山村
〒105-0004 東京都港区新橋 1-18-16 日本生命新橋ビル9F
TEL (03) 3596-0061 (受付時間/月～金・午前10時～午後5時)

ドコモ「市民活動団体への助成」

NPO法人モバイル・コミュニケーション・ファンド(ドコモMCF)では、次世代の社会を担っていく人材を育成するという観点から、子どもたちの健全な育成のために取り組んでいる市民活動団体への活動資金の助成を実施しています。

【申請期間】 平成22年2月1日(月)から平成22年3月31日(水)まで **《必着》**

【助成対象活動テーマ】 「子ども育成」

※ 「子どもを守る」という視点から、次の表で分類した活動のいずれかに該当するもの。

- ① 不登校・ひきこもりの子どもや保護者に対しての精神的・物理的な支援、復学・社会的自立支援活動(フリースクール・カウンセリングなど)
- ② 児童虐待やドメスティック・バイオレンス(DV)、性暴力などの被害児童・生徒を保護・支援する活動
- ③ 非行や地域犯罪などから子どもを守るための支援活動
- ④ 子どもの居場所づくり(働く親支援のための安全な保育、子どもの不安や悩みに耳を傾ける相談活動など)
- ⑤ 軽度発達障がい(アスペルガー症候群、LD、ADHDなど)を持つ児童の支援活動
- ⑥ 上記①から⑤以外で「子どもを守る」という視点に立った活動テーマ「子ども育成」に相応しい支援活動

【助成金額】

1団体あたりの助成額は50万円を標準額とし、200万円までの申請を可能としますが、標準額を超える申請の場合は施策内容などを審査のうえ、決定します。

【助成対象期間】

平成22年年10月1日から平成23年9月30日までに実施する活動が対象です。

【助成対象団体】

- ① 日本国内に活動拠点を有する民間の非営利活動団体でNPO法人などの法人格を有するもの
- ② 活動実績が2年以上である団体(法人を有する以前の活動実績を含む)
- ③ 複数のNPOが連携した協働事業で、地域の中間支援組織(NPO支援センターなど活動支援団体)が代表申請団体となる場合は、その協働グループ

※ 詳しくは、ホームページをご参照ください。

(ホームページアドレス <http://www.mcfund.or.jp/modules/d3blog/details.php?bid=48>)

◆ 問合せ・応募先:NPO法人モバイル・コミュニケーション・ファンド(ドコモ MCF)

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-4-5 国際赤坂ビル19F

TEL(03)5545-7711(平日午前10時から午後5時まで ※ 土日祝除く)

FAX(03)5545-7722 メールアドレス info@mcfund.or.jp

三菱財団「社会福祉事業並びに研究助成」

【助成の対象】

- ① 事業・研究の内容
 - イ 現行制度上、公の援助を受け難い、開拓的ないし実験的な社会福祉を目的とする民間の事業(原則として法人に限る)。
 - ロ 開拓的ないし実験的な社会福祉に関する科学的調査研究(個人・法人いずれも可)。
- ② 申込者の資格一般
 - イ 日本国内において事業ないし研究の継続的拠点を有するもの(国籍等は不問)。
 - ロ 営利目的の企業等並びにその関係者は対象外。
 - ハ 代表研究者及び主たる協同研究者は、社会福祉事業研究助成と他分野助成に、同時に複数応募することは出来ません。

【助成の概要】

- ① 助成金額 総額約9千万円を予定。1件宛の金額は特に定めない。
- ② 助成金使途 「開拓的・実験的事業ないし研究」を基軸とした下記資金。
 - イ 調査研究費
 - ロ 施設費(建設、設備)
 - ハ 施設以外の経費(職員研修費等を含む)

従って、単なる施設建設、設備・機器購入等のみを目的とした申込は対象外。また、研究の実施者が所属する組織の間接経費・一般管理費も助成の対象外。

③ 助成期間

助成決定から1年を原則としますが、事情により、2年間にわたる使用も認められます。
(2ヵ年分の助成申込を一括査定し、助成金は2ヵ年で使用されることとなります。)

【応募期間】 平成22年2月19日(金)から平成22年3月19日(金)まで **《必着》**

※ 詳しくは、ホームページをご参照ください。

(ホームページアドレス <http://www.mitsubishi-zaidan.jp/>)

◆ 問合せ・応募先:財団法人三菱財団 事務局

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-3-1 三菱商事ビル21階

TEL(03)3214-5754 FAX(03)3215-7168

【全社協出版図書のご案内】

☆ 『月刊福祉増刊号』 よくわかる福祉政策01 現代の貧困と新しいセーフティネット

— 発行年月 2009年12月 —

● 『月刊福祉』編集部 編著 B5判 168頁/定価1,890円(本体1,800円)

社会保障政策が、国民の将来生活への不安を払拭すべく、機能強化を図る政策に転換されるなか、制度・政策の再構築について、有識者や行政担当者が展望します。

平成21年9月に開催された「社会福祉トップセミナー」の講演、シンポジウムの全記録。

※ 本書は、平成20年まで『新・福祉システム』として刊行されていたものです。

☆ 『月刊福祉2月号』 — 毎月6日発売 —

B5判 104頁/定価1,020円(本体971円)

社会福祉の新しい方向を探る総合月刊誌。社会福祉をめぐる諸課題、制度、政策の動きや地域における様々な実践事例等の最新情報を紹介します。社会福祉関係者には必読の情報誌です。

〈今月の特集〉

『依存症の人々への支援』

人間は誰しも多かれ少なかれ何かに依存して生きていますが、自分でそれがコントロールできなくなり、依存症となった時が問題です。現在、薬物依存、アルコール依存をはじめとして、ギャンブル依存症等々さまざまな依存症が認められています。

また、自殺者の23%はアルコール依存症など飲酒に関わる問題を抱えていたことも指摘され、社会的な問題となっています。

多くの時間と労力を必要とする依存症の克服をどのように支援していくべきか。本企画では、依存症の実際を探るとともに、支援活動とその課題を紹介します。

☆『月刊福祉3月号』 一 予 告 一

〈特 集〉

『更生保護と社会福祉』

1949年の犯罪者予防更生法施行から60年が経過し、2008年6月には同法に代わって新たに更生保護法が施行された。更生保護施設は主に更生保護法人が運営しているが、今年に入り社会福祉法人やNPO法人が運営に乗り出す事例も生まれている。

また、法務省の更生保護施設検討委員会は、今年8月、施設の収容能力拡大のため、社会福祉法人の参入促進を求める報告書をまとめた。

本企画では、更生保護制度における社会福祉士の活動に着目しつつ、更生保護と社会福祉との今後の連携策について考える。

◎ 全社協出版図書の購入申し込みは

社会福祉法人山口県社会福祉協議会 総務企画部 評価・調査センター

TEL (083) 924-2830 FAX (083) 924-2846 メールアドレス hyoka-chosa@yg-you-i-net.or.jp

※ お届けまで1週間から10日ほどかかります。(請求書同封)

また、図書代金のほかに送料(300円)を申し受けます。

【関係団体からのお知らせ】

社協バッジ販売先の住所等が変更されます。

社協バッジ販売先である「ササキ^{きしゅう}徽章工芸社」が平成22年1月30日(土)以降、次のとおり連絡先が変更となりますので、お知らせいたします。

新住所 〒164-0001 東京都中野区中野 1-16-13

新電話番号& F A X 番号 (共通) 03-3363-7654

不妊を考える集い「もっと知りたい！不妊のこと」が開催されます。

山口県では、子どもを産みたいと望む方が、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めるため、不妊専門相談を行うとともに、不妊治療費の助成が行われています。

さらに多くの方々に不妊についての理解と関心を深めていただくため、平成16年度から「不妊を考える集い」を開催されています。

今年度も次のとおり開催されることとなりましたので、お知らせいたします。

とき 平成22年3月14日

ところ 宇部市男女共同参画センター・フォーユー
宇部市琴芝町1丁目2-5 TEL 0836-33-4004



- 12:30 開場
- 13:10~13:50 講演「**不妊治療の現状**」
講師 山口県済生会下関総合病院産婦人科部長 高崎 彰久
- 14:00~14:20 講演「**不妊症に対する行政からのサポートとその実績**」
講師 山口県立総合医療センター
総合周産期母子医療センター部長 中村 康彦
- 14:30~15:10 講演「**不妊症の隠れた原因～性交障害を克服する～**」
講師 岡山大学医学部・歯学部附属病院
泌尿器科助教 石井 和史
- 15:30~17:00 **不妊専門相談会【個別相談・予約制】**

相談対応者

- 不妊の検査や治療内容などの情報がほしい方、現在の治療についてお悩みの方など
山口県済生会下関総合病院産婦人科部長 高崎 彰久
山口県立総合医療センター総合周産期母子医療センター部長 中村 康彦
山口大学医学部附属病院産科婦人科講師 田村 博史
- 不妊の検査や治療内容などの情報がほしい方、現在の治療についてお悩みの方など（男性不妊）
山口大学医学部附属病院泌尿器科助教 白石 晃司
岡山大学医学部・歯学部附属病院泌尿器科助教 石井 和史
- 治療によりつらい思いをされている方やパートナーとの関係など心の悩みをお持ちの方など
臨床心理士・生殖心理カウンセラー 今井 佳子

- ◎ 講演会は、入場無料、参加自由です。
- ◎ 不妊相談を希望される方は、事前の申込みが必要です。申込書をホームページからダウンロードして、お申込みください。

ホームページアドレス <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15200/boshihoken/tudo.html>

- ◆ 申込・問合せ先: 山口県健康福祉部健康増進課
〒753-8501 山口市滝町 1-1
TEL(083)933-2947 FAX(083)933-2969
メールアドレス a15200@pref.yamaguchi.lg.jp

社会福祉施設総合損害補償

しせつの 損害補償

社会福祉施設の
さまざまなリスクに対応



ホームページでも内容を紹介しています。

<http://www.fukushihoken.co.jp>

プラン1 施設の業務中事故賠償補償

① 基本補償

- 基本補償(A)は、法人業務を包括的に補償
- 見舞費用付補償(B)は、賠償責任のない場合でも、基本補償(A)に加え見舞金も補償

② 個人情報漏えい対応補償

- 個人情報漏えいによる法律上の賠償責任を負った場合(おそれのある場合を含む)に補償
- クレーム対応費用、見舞品購入費用等を補償

プラン2 施設利用者の 傷害事故補償

- ① 入所型施設利用者
- ② 通所型施設利用者
- ③ 施設送迎車搭乗中

プラン3 施設職員の 災害事故補償

- ① 施設の労災上乗せ補償
労災加入職員等全員が対象
- ② 施設職員の傷害事故補償
役職員や実習生等を対象
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償
職員のみならず非常勤職員も対象とするタイプもあります。

プラン4 施設の 什器・備品損害補償

- 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
- 施設の現金等も補償

◆加入対象は、社会福祉法人等で運営している社会福祉施設です。

- 全国社会福祉協議会のスケールメリットを活かし、充実した補償内容
- 団体契約のため、個別契約より有利な補償と割安な保険料(掛金)
- 迅速で丁寧、かつ適正なお支払い

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記をお願いします

団体契約者

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

〈引受幹事保険会社〉株式会社 損害保険ジャパン

〈SJ08-11761, 2009.02.25〉

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して行う団体契約(「賠償責任保険」「傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。